

長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成18年長浜市条例第82号）第11条第2項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第12条第1項の規定により公告します。

令和8年4月17日

長浜市長 浅見 宣義

1 移動理由

「長浜市自転車等放置の防止に関する条例」に規定する放置禁止区域のため

2 移動区域

自転車等放置禁止区域(長浜駅周辺)

3 移動日

令和8年4月17日

4 保管期間

公告日から2か月(利用者等が特定できない場合は3か月)

5 保管場所

滋賀県長浜市小堀町375-1

6 返還日時

平日(年末年始・祝日除く月曜日から金曜日)の午前9時から午後4時45分まで

7 返還手続

長浜市役所本庁舎3階 市民活躍課

(身分証明書等と移動保管料の納付が必要となります)

8 引取りのない場合の措置

保管期間が過ぎた時点で、順次処分を行います

9 連絡先

長浜市 市民協働部 市民活躍課 0749-65-8711

